東京、昭46不46、昭47.11.７

命　　令　　書

申立人　　総評全国金属労働組合

申立人　　総評全国金属労働組合東京地方本部

申立人　　Ｘ１

申立人　　Ｘ２

申立人　　Ｘ３

申立人　　Ｘ４

申立人　　Ｘ５

申立人　　Ｘ６

申立人　　Ｘ７

申立人　　Ｘ８

申立人　　Ｘ９

申立人　　X10

申立人　　X11

申立人　　X12

被申立人　　日特金属工業株式会社

主　　文

１　被申立人会社は、申立人らそれぞれに対し、下記内容の文書を交付しなければならない。

記

昭和　年　月　日

殿

日特金属工業株式会社

代表取締役　Ｂ１

当社が、昭和46年７月支部役員選挙が行なわれる直前に、同年11月または12月に予定されていた能力開発研修会参加予定者に対する説明会を開き、その終了後（就業時間中）、Ａ１係長らに、支部委員長に立候補していたＡ２に有利な言辞を発する機会を与えたことは、総評全国金属労働組合および総評全国金属労働組合東京地方本部に対する支配介入でありました。

また、当社は、昭和46年10月、生産性研究会の案内文（技術革新と労使関係）が無届で食堂入口に貼られていたのを黙認しましたが、これは、前記両組合の組合員の間に動揺を起させるが如きものでありました。これらのことについて、ここに遺憾の意を表し、あわせて将来このようなことが再び起らないようにいたします。

東京都地方労働委員会の命令により、本書を差し出します。

（注、年月日は本文書の作成日を、殿の前には、必ず宛名を記載すること。）

２　被申立人会社は、前項の命令を履行したときは、その旨を遅滞なく文書で、当委員会に報告しなければならない。

３　その余の申立は棄却する。

理　　由

第１　認定した事実

１　当事者

⑴　申立人全国金属労働組合は全国の金属機械産業に従事する労働者で組織する労働組合で、その組合員は約22万名である。

⑵　申立人全国金属労働組合東京地方本部は前記組合の組合員のうち東京地方の組合員で組織されている労働組合で、その組合員は約５万名である。

⑶　申立人Ｘ１、Ｘ２、Ｘ３、Ｘ４、Ｘ５、Ｘ６、Ｘ７、Ｘ８、Ｘ９、X10、X11、X12は、申立人前記両組合の組合員であると同時に、被申立人会社の従業員が組織する申立外全国金属労働組合東京地方本部日特金属支部（以下「支部」という）の組合員でもある。また、Ｘ１は44年度および45年度支部執行委員長、Ｘ２、Ｘ４、Ｘ３は45年度支部執行委員であった。

なお、申立人中、Ｘ１、Ｘ２、Ｘ８、Ｘ４、X11、Ｘ７、Ｘ６、Ｘ３、X10の９名は、本件申立後の46年11月20日、被申立人会社から人員整理を理由として解雇されたが、同月29日、都労委46年不第92号事件として不当労働行為救済申立を行ない現在に至っている。

⑷　被申立人日特金属工業株式会社（以下「会社」という）は、肩書地に本社および工場を、東京、大阪、名古屋に営業所をもち、建設機械（ブルドーザーなど）・鋳鍛造品・精密機械の製造販売を業とし、その従業員は約1,100名である。

２　昭和45年７月の支部役員選挙

⑴　45年７月、支部役員の選挙が行なわれ、申立人Ｘ１は執行委員長に、Ｘ２、Ｘ３、Ｘ４、Ｘ７は執行委員にそれぞれ立候補した。その際、執行委員長には２名、執行委員（定員９名）には13名が立候補したが、選挙の結果申立人らはＸ７を除き全員当選した。

⑵　この選挙中に、東京営業所において、「Ｘ１らを落選させろ」という趣旨の文書が配布された。この文書について、当時の支部選挙管理委員会は、その出所につき調査したが、結局、誰が配布したかわからず、また選挙中も特に問題にもならなかった。

⑶　また、技術課のＡ３は支部役員に立候補する準備をすすめ、推せん人らの推せんを得たが、急に立候補を取止めた。

⑷　この選挙が終った翌８月頃、当時精機課長であったＢ３が、所要のため、当時執行委員長であったＸ１と支部事務所で会った。申立人らの主張によれば、その際、Ｂ３は持参した「ファイル」を同事務所に忘れて行ったが、Ｘ１は２・３日後その「ファイル」に気づき、所有者がわからなかったので、それを開いてみたところ、なかに支

部役員・職場委員などに立候補が予想される者の氏名が記載された名簿があり、その名簿に記載されている氏名の上に○印などが記され、「留任させたい者」、「絶対排除すること」などの記載があった。そして、それには、当時のＢ３取締役精機部長、Ｂ４精機部次長の職印（それぞれ、45・５・７、45・５・８日附がある。）が押印されていた。そこでＸ１はこれを複写し、原本は「ファイル」に返しておいた。

３　46年７月の支部役員選挙

⑴　46年７月５日、本件申立がなされたが、これにさきだち、支部執行委員会で論議の末、「申立は時期尚早である」などの反対意見が多数を占め、支部は本件申立に加わらなかった。

⑵　同月６日、Ｘ１ら12名は、本件申立の内容とその理由を記載したビラを会社の門前で配布した。これに対し、会社は「会社の門前で配布しないよう」申し入れた。しかし、同人らはこれを拒否し、配布を続けた。

⑶　同月22日、建機部Ｂ５製造課長は、同年11月と12月に予定されていた能力開発研修会（後述）への参加予定者数名を集めて、説明会を建機事務所二階会議室で開いた。この説明会には、同課長のほか、Ａ１板金係長、Ａ４組立係長、Ａ５機械係長らも同席していた。同課長は能力開発研修の意義など一応説明したあと、あとは係長の方から話してもらうといって退席した。引続きＡ１係長、Ａ４係長らが生産性研究会（後述）設立の経過や研修の講義内容等を説明した後、支部役員の選挙にふれ、Ａ２が委員長に立候補した理由および同人が委員長になったときの会社との関係などについて説明を行なった。なおＡ１係長らはいずれも組合員であった。

⑷　同月26日、会社は本件申立について、「一部組合員の不当労働行為救済申立に対する会社の態度」と題する文書を、課長および係長を通じて、全職場に配布した。翌27日は、支部役員中三役（執行委員長、副執行委員長、書記長）選挙の投票日であった。

⑸　この役員選挙では、申立人Ｘ１は執行委員長に、Ｘ２は書記長に、Ｘ４、Ｘ３、Ｘ５は執行委員にそれぞれ立候補していた。立候補者は執行委員長２名、書記長２名、執行委員12名であったが、申立人らはいずれも落選した。なお、この選挙で執行委員長

には生産性研究会の総括責任者でもあるＡ２が当選し、他に同会のメンバーが多数当選した。

４　能力開発研修会

⑴　会社は、これより先、45年２月、業績不振を打開するため、「再建計画」を発表し、同年５月、財団法人日本生産性本部に委託して、静岡県御殿場市その他において、当初４泊５日、途中から３泊４日の日程で、１回40名から50名の従業員を集めて能力開発の研修を始め、46年11月までの間に19回約860名に研修を実施した。この研修は、上位職制の者から順次実施し、一般従業員の人選はその所属課長が行ない、定員を越えない限りこれを受入れ、また参加したくない者には参加を強制しない方針のもとに行なわれた。

⑵　上記研修会のうち、係長を対象とした第３回（45年７月１日から５日まで、静岡県御殿場市東山荘において）の「講義科目」などをみると、「当社の現状と将来の方向」Ｂ６（総務部長)、「生産性運動の展開と課題」Ｃ１（日本生産性本部労働副部長)、「産業民主主義の新展開」Ｃ２（同参与)、「労働運動と福祉国家」Ｃ３（明治大学政経学部教授)、「生産性とわたくしたちの賃金」Ｃ４（アジア経済研究所主任研究員)、「労使関係とわたくしたち」Ｃ５（東京工業大学経営工学科教授)、「日本経済の現状と企業の役割」Ｃ６（慶応大学経済学部教授)、「職場の人間関係」Ｃ７（共同石油株式会社総務部長）であった。なお、このほか、「分科会討議」（５時間)、「全体討議」（４時間)、「全体発表」（２時間30分)、「総まとめ」（２時間)、「幹部懇談会」（２時間）などの会合も行なわれた。このほかの研修においても、その回ごとに講師および講義科目の一部に変更があったが、その内容はおおむね同様であった。

⑶　46年４月、支部は会社と団体交渉を行なったが、この席上、Ｘ１ら組合役員を上記研修会に参加させるよう要求した。しかし、会社は、Ｘ１は支部委員長として専従休職中であること、日頃の言動から生産性運動に反対していることなどの事実を考慮し、この要求には何ら回答をしなかった。

⑷　同月、支部は会社に対し、会社が上記研修会で組合員を前にして、総評、申立人組

合などの方針を批判し、労使協調路線を説いていると抗議した。これに対し、会社は上記研修は生産性の向上を目的としたものであると回答した。

5　生産性研究会

⑴　46年５月13日、生産性研究会の代表者２名が支部を訪ね、同会は同月17日より発足する旨を通知した。その会則によれば、「生産性の向上を通じて会員相互の自己啓発と会社全体の発展を計り、生活水準の継続的向上を目的とする」もので、この目的のために、「労働組合」「会社」に働きかけること、会員の親睦をはかることなどの「事業」を行なうとし、その組織は、総括責任者、生産性代表者会議、６つの専門部、および７つのブロックからなっている。この研究会は、45年５月より実施した能力開発研修会参加者が中心となって組織したものである。

⑵　上記研究会が発足後どのような具体的活動をしたか必ずしも明らかではないが、定期的に「会報」を発行したこと、会員がしばしば会議を開いていたこと、研修会参加後、引続き通信教育を受けた会員の会合が相当回数開かれたこと、46年の支部役員選挙に多数の会員が立候補し、当選したこと、本件申立後の46年10月はじめ頃、研究会がその会合の案内文を会社食堂に庶務課の掲示承認印（通常はうけている）をうけないで貼っていたことなどが認められる。

第２　判断

1　当事者の主張

⑴　申立人らは、会社が45年および46年の支部役員選挙において、会社に好ましい者を当選させようとして特定の組合員に立候補をすすめ、Ｘ１らを当選させないよう妨害文書を配布し、また、生産性研究会員らの活動に便宜を与え、会社職制を通じてＸ１らの当選を妨げようとしたこと、45年５月から実施した能力開発研修会で、申立人組合を誹謗し、中傷したこと、同研修会参加者に生産性研究会を組織させて便宜を与え支部の運営に介入したことは不当労働行為であるとして、申立人らの組合運営に介入しないこと、申立人組合の方針を非難する従業員を特別に組織し、またはこれに加入をすすめたり、援助を与えるなどして申立人組合の組織を弱体化する活動をしないこ

と、およびこれらについてのポストノーティスを求めた。

⑵　これに対し、会社は、能力開発研修会は会社の業績不振を打開するため、従業員に生産性向上の意識をもたせる目的で実施したものであり、生産性研究会は研修会に参加した者が自主的に結成した組織であって、申立人らの主張する事実はないとして、救済申立の棄却を求めた。

２　役員選挙

⑴　申立人らが、第１の２の⑷で認定した「名簿」を申立人の主張するような経路で入手したかどうかは疑問がないでもないが、同名簿そのものは会社が作成したものと認めることができる。ところで、申立人らはこれをもって支部の役員選挙に干渉したものと主張する。なるほど、申立人らがこのような名簿を入手した以上、会社が何らかのかたちで支部の役員選挙に介入しようとしていたのではないかと疑ったことはむりもない。しかしながら、会社がこの名簿にもとづいて何らかの行動に出たという具体的な疎明がない以上、申立人の主張を容れることはできない。

⑵　申立人らは、前記名簿にもとづく具体的な選挙介入の事実として、会社が東京営業所において「Ｘ１らを落選させろ」という趣旨の文書を配布したと主張するが、これはさきに認定したように、結局、支部選挙管理委員会も配布者不明として措置したものであって、それ以上に、これをもって会社の行為と断定する資料はない。

⑶　このほか、申立人らは、前記名簿にもとづくものとして、技術課においてＢ７課長らが、同課員のＡ３に再三執行委員に立候補するようすすめ、同人がようやく承諾した直後、他の者が立候補するようになったからと言って、同人に立候補を断念させて選挙に介入したと主張する。確かに、Ａ３は立候補の準備をしながら、遂にたたなかったことは事実である。しかし、同人の立候補問題は、従来から設計と研究部門で交互に執行委員をたてていた経緯があって、45年はＡ３の所属する職場からだすようになっていたこと、そして立候補者はＡ３の入社年次の者が順番に当っていて、Ａ３は当時研究部門から執行委員としてでていたＡ６からもそのことを言われていたこと、同じ職場のＡ７、Ａ８らからも立候補をすすめられて、止むを得ず立候補する決意を

したものと認められることなどから判断すれば、立候補届出締切りの少し前になって、Ａ６が再度立候補すること、また精機の職場からＡ９も立候補することがわかったため、かねてから立候補に積極的でなかった同人が、立候補を自発的に断念したものと認めるのが相当である。従って、同人の立候補に会社が介入したものと認めることはできない。

⑷　申立人らは、46年の支部役員選挙において、会社が生産性研究会に財政上および活動上特別の援助をなし、能力開発研修会で、総評とくに申立人組合を誹謗・中傷し、三役選挙の投票日前日に、「一部組合員の不当労働行為救済申立に対する会社の態度」なる文書を全従業員に配布して選挙に介入したと主張する。しかし、生産性研究会に特別の援助をしたこと、能力開発研修会で申立人組合を誹謗・中傷したことの具体的事実の疎明がない。また、前記文書の配布については、なるほど投票日の前日に、かかる行為をすることは、申立人らのいう如き意図が会社にあったのではないかと疑われるが、しかし、同文書の内容をみれば、選挙において申立人らを特に不利にするものとも認められないから、これらの主張は採用できない。

⑸　ところで、第１の３の⑶で認定したように、会社が支部役員選挙の時期において、同年11月および12月の研修予定者を集めて説明会を開き、この席上、Ａ１係長らが執行委員長候補者のＡ２に有利な言辞を発したことは、同係長らが組合員であるからといって、会社と無関係に行なわれたものとは認められないこと、数ヵ月先の研修予定者に対し、この時期に説明会を開くのも不自然であることなどから判断すれば、少なくとも、会社は、Ａ１係長らが、その支持するＡ２候補を有利に導びこうとしているのを知って、同人らに便宜を与えたものと認めるのが相当である。従って、この点に関する申立人らの主張には理由がある。

⑹　このほか、申立人らは、生産性研究会のメンバーが多数当選し、申立人らがいずれも落選したのは、会社の介入によるものであると主張する。しかしながら、その結果をもって、ただちに会社の介入によって生じたということはできない。また、申立人らは、本件申立の内容と理由を記載したビラの配布を会社が妨害したというが、配布

場所が会社の門前といっても、会社敷地の一部であり、妨害の程度も、その場所での配布を止めるよう申し入れただけに終り、申立人らは配布を続けたのであるから、この程度では不当な妨害ということはできない。

3　能力開発研修会

⑴　申立人らは、研修会の目的は、組合が実力行使を背景としない話し合いによる労使関係の立場に立つよう従業員の意識を改造しようとしたもので、それは、同盟が支持し、総評および申立人組合が批判している日本生産性本部に依頼したこと自体をもって、また、研修内容も左翼的労働組合を非難し、労働組合に関する一般論をはるかに越えて、「総評、とくに全国金属は闘争至上主義である」、「これは力と力の対決であって、労使関係を悪化させ、企業があぶなくなる」、「総評は官公労の主導権が強く、民間の声が反映できるのは同盟である」などと、総評、申立人組合を非難し、同盟を賛美したことなどからも明らかであると主張する。

しかしながら、同研修会は、会社が業績不振を打開するため、生産性の向上をはかろうとして、労使関係のあり方を中心に研修を行なったものと認められ、また、研修において、申立人組合等の方針を非難し、同盟を賛美したとする主張は、具体的な事実の疎明もないから採用できない。

⑵　申立人らは、さらに、研修の中心的なものは「分科会討議」であり、ここで支部の内部問題およびその方針を討議させ、「過去の労使関係を打破し」、「支部の体質を改善させる」ため、グループを作ることなどを決定させているとも主張するが、分科会における討議内容については、これを窺わせる資料がない。

⑶　なお、申立人らも、45年５月同研修会発足に当り、反対をしたとか、あるいは実施後、支部組合員に対して参加拒否をすすめたこともない。また、支部が研修内容を監視するため、支部役員らの参加を要求したのは、研修実施後約１年を経た46年４月のことである。しかも、この要求も、さして強いものではなかったと認められる。

支部が、研修会をとくに問題にしたのは本件申立以後のことである。このことは、上記⑴、⑵の判断を補強するものである。

4　生産性研究会

申立人らは、生産性研究会は、会社が支部をいわゆる労使協調路線に方針を変えさせる目的をもって、同会の総括責任者であるＡ２らに組織させたものであって、その組織機構が労働組合と酷似していること、会社がその資金を援助していること、会議室の使用および会合の案内文の掲示などに特別の便宜をはかったこと、46年賃金引上げのストライキ権確立の投票で、会社の指示をうけた同会会員が、組合員に反対票を投ずるよう働きかけたこと、同年の支部役員選挙において、同会の会員を多数立候補させ、徹底的な票割りを行なって、Ｘ１ら４名を落選させたことなどは、会社が支部の運営に介入したものであるという。

しかしながら、これらの点についてはつぎの点を除き、いずれも主張事実について疎明がないといわざるを得ない。ただ第１の５の⑵で認定したように、庶務課の掲示承認印をうけないで、同会の前記案内文が掲示されたことは、単なる手続上のミスと見られないこともないが、その文面「技術革新と労使関係」および前記第１の３の⑶において認定した事実、さらには、この無届掲示について、後に至って警告などの何らかの措置がとられていないことなどを併せ考えると、会社は、この掲示を黙認することによって、申立人組合の組合員の内に申立人組合への批判が起ることを期待していたと見られても致し方がないというべきである。従って、この点については申立人の主張には理由がある。

第３　法律上の根拠

以上の次第であるから、会社が、支部役員選挙において、Ａ１らに、その支持する候補者を有利にする機会を与えたこと、生産性研究会が無届でビラを貼ったのを黙認し、組合員間に動揺を起させるが如き状態を生じさせたことは、労働組合法第７条第３号に該当する。しかし、その余の事実は同条に該当しない。

よって、労働組合法第27条および労働委員会規則第43条を適用して、主文のとおり命令する。

昭和47年11月７日

東京都地方労働委員会

会長　塚　本　重　頼